

平成 24 年 第 2 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 24 年 2 月 15 日 (水) 午後 1 時 40 分開会

午後 5 時 00 分閉会

開催場所 摂津市役所新館 7 階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
2	摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
3	摂津市青少年運動広場条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件	承認
4	平成 24 年度歳入歳出予算教育費原案承認の件	承認
5	校長採用内申の件	承認
6	教頭採用内申の件	承認
7	教頭異動内申の件	承認
8	教頭配置換内申の件	承認
9	市籍指導主事等退職内申の件	承認
10	市籍指導主事等割愛の件	承認

出席者

委員長	新庄慶昭	教育次長兼		教育政策課長	若狭孝太郎
委員長		次世代育成部長	馬場 博	こども教育課長	小林 寿弘
職務代理者	溝口重雄	教育総務部長	登阪 弘	教育推進課長	撰田 裕美
委員	大矢優子	生涯学習部長	宮部 善隆	総務課長代理	安田 信吾
委員	原田正文	次世代育成部次長		子育て支援課長代理	高田 邦明
教育長	和島 剛	兼教育センター所長	前馬晋策	教育政策課長代理	野本 憲宏
		生涯学習部次長		こども教育課長代理	木下 伸記
		兼文化スポーツ課長	布川 博	安威川公民館長	岡本 治
		生涯学習部参事		総務課総務係員	奥村 有理
		兼生涯学習課長	池上敦実		
		総務課長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	大橋 徹之		

委員長	<p>ただいまから、平成 24 年第 2 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は溝口委員長職務代理者です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議案審議に入る前に、議事進行についてお諮りいたします。</p> <p>本日の付議事件、議案第 5 号から議案第 10 号につきましては、教育委員会の人事に関わる案件であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 6 項の規定によりまして、秘密会とさせていただきます。以下、報告事項、その他等のすべての報告が終了後、引き続き暫時休憩の後に秘密会を再開いたしまして議案第 5 号から関係部課長の出席を求めまして審議をしたいと思いますと思いますが異議ございませんか。</p>
全委員	異議なし
委員長	<p>異議なしとのことですので、付議事件議案第 2 号からの審議を行いたいと思います。</p> <p>議案第 2 号「摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を上程します。こども教育課長から説明をお願いします。</p>
こども教育課長	<p>議案第 2 号「摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。</p>
	<p>【以下議案書、参考資料等により説明あり】</p>
委員長	何か質問はございますか。
委員長職務代理者	<p>早出、遅出、それぞれ所属長が指定する時間となっておりますが、土曜勤務者の都合があつて、このようになるのだと思います。ただ、ひとつの保育所、幼稚園、クラス内でスタートの時間が実態としてどれくらいのグループ別に分かれてくるのでしょうか。</p>
こども教育課長	<p>早出遅出勤務者については、それぞれ 1 名ずつの職員を割り当てます。実態として、朝の 7 時から 8 時頃までに来る園児につきましては、別府保育所では 62 名在籍している園児のうち 5 名程度、午</p>

後 6 時以降にお迎えの園児につきましても 5 名程度がいます。

委員長職務代理者 ということは、1 グループで対応しているわけですね。2 つも 3 つもあるというわけではないですね。

こども教育課長 早出、遅出の時間帯につきましては、0 歳から 5 歳までの各クラスがございしますが、1 つの部屋で保育させていただいております。

委員長 他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第 2 号「摂津市教育委員会の特殊勤務者の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第 3 号「摂津市青少年運動広場条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件」を上程いたします。文化スポーツ課長より説明をお願いします。

文化スポーツ課長 議案第 3 号「摂津市青少年運動広場条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長 何か質問等はございますか。

大矢委員 今まで申し込みに行くのに並びに行く聞いていました。それが解消してパソコンや携帯電話から予約、申し込みができるということでしょうか。申し込みの開始時刻すぐに申し込むことができるのでしょうか。

文化スポーツ課長 今まででしたら、窓口の開いている時間でしたがパソコン、携帯で 24 時間開いておりますので、それぞれの時間で申し込むことができます。

委員長職務代理者 申し込みの窓口が、パソコン等でも申し込みができ、その場合に申し込みの時間によって競合する場合においては、うまくいくのでしょうか。

文化スポーツ課長 1 番ご利用の多い土・日については、抽選を続けていきたいと思

っておりますし、その他、一般の窓口で受け付けているものについては先着という形にしております。インターネットで申し込みしていただいて、順番にというふうになると思います。

委員長

他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第3号「摂津市青少年運動広場条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第4号「平成24年度歳入歳出予算教育費原案承認の件」を上程いたします。総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第4号「平成24年度歳入歳出予算教育費原案承認の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

子育て支援課長

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

教育政策課長

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

こども教育課長

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

次世代育成部次長

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

生涯学習課長

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

文化スポーツ課長

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。

大矢委員

教育方針を予算と同じ方向を見ているかと思うのですが、市の予算でどれくらいの方が、学校に、教育センターに人が入っているかという何か一覧のようなものはありますか。

教育長

また、今度でいいでしょうか。読書活動推進員など学習サポーターなど全体で8000万円を超えるくらいの人件費だと思いますが、それ以外にも入っておりますので、一覧表はこちらの方で用意い

たします。

大矢委員

市民や保護者にとって、これだけ摂津市では人を入れていることがわかると思います。

委員長職務代理者

例年言っていることですが、この時期にこのような機会というのは、コンクリートされたものに対して、承認を求めるというのは全く意味をなさないということ、まず言うておきます。しかしながら、数年前から言えば一定前進しておることについては認めたいと思います。改めて、教育長がこの予算を査定し終わった時期を教えてください。

教育長

1月11日に教育委員会関係の市長査定があつて、そのあとに積み残しがありますので、最終的に締めたのが当初予算の総括として、終わったのが1月23日です。

委員長職務代理者

今のニュアンスでは、1月11日というのは市長査定を教育委員会として受けた日ですよね。私は、そのようなことを質問しているのではなく、要は教育長として、まとめた日です。各部長査定した後、教育委員会は他の部と違って三部ありますから、ボリュームは大きいですが、いずれにしろ年を越して教育としてまとめたというのは、もっともっと早くなければいけません。

教育長

12月に総務部長査定をやっています。そこから、各課予算原案を出していっています。経常経費とあと政策経費がありますので、総務部長査定を受けて、それで市長査定まで持っていく。ですので、原案としては11月末ほどです。

委員長職務代理者

要請ですが、つまり教育長がまとめられた段階で、教育委員の意見も取り入れていただきたいと思います。これが一番最もらしいのではないかと思います。是非、実現していただきたいと思います。各ページを追って、質問なりご意見申し上げたいと思います。まず、1ページ、学童保育室施設整備事業3小学校の学童の改修がありますが、実は学童の子どもたちが帰路につく途中にトイレに行きたくなったので信号のないところで我慢しきれずに民家に飛び込んだようなんですが、時間帯が時間帯ですのでもう少しでトラックに引かれそうになったようです。受け入れた方もパトロール隊の方でし

たので、大変結構だったのですが、聞いていますと学校のトイレが怖いということでした。先生方の説明では、女子の場合洋式が完備していなければという事情があるようです。それから、照明がどうなんだという話もあるのですが、単純に怖いということでした。本来ならば、自宅に着くまでにトイレに行っていれば、そんなことはなかったはずですが、初めてであれば、体調等を推測することはできますが、そのような子どもが一人ではなく、多数いるようです。今回の改修というのは、そこまで入っていないと思います。これが鳥飼小学校区だけの問題であれば、それはそれでいいのですが、一度担当課の方で事故が起こってからでは取り返しのつかないことになりますので嚴重に実情を調べてほしいと思います。設備はちゃんとあるというようであれば、子どもが怖がっている心理状況が異常なのかどうかということも十分考えられますので、私は全部を調べ尽くしてほしいと言っているわけではありませんので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。是非、調査をしていただきまして、一定の報告を3月の際に求めます。

教育長

学童保育室のトイレというのは、学校の日頃使っているトイレを使っています。電気が暗かったなどが考えられますけど、不便を感じるほど暗いというわけではないと思います。今のお話聞いていて感じたことは、学童の指導員が帰る前にトイレにいきなさいという指導をすることが適切だと思います。学校のトイレですから、通常どおりだと思います。

総務課長

トイレの設備面の話ですが、このご質問いただいた件、私どもも把握しておりました。洋式のトイレの方につきましても、2階と3階のトイレを若干改修いたしまして、和式を洋式に変えていくというような順番的にしておりまして、このようなことがあって、改修するように考えております。他の学校でも、今の子どもは各家庭でも生まれた時から和式を使用したことがないという子がほとんどですので、学校からも和式から洋式に変えてほしいという要望が出ておりますので、取りかかっていたいと思っております。

委員長職務代理者

3 ページの使える英語プロジェクト事業、指定校として一中ということなのですけれども、なぜ一中なのかということと5校ありますので、今後の計画はどうかということ伺いたしたいと思います。

次世代育成部次長

使える英語プロジェクト事業は、当時の橋下知事の重点の施策でありました。各市町村で一中学校区を指定しており、第一中学校をモデル校区として指定したのは、それまでも味舌小学校では高学年の英語の取り組みで特別非常勤講師を使いまして、取り組んできた経緯があるからです。また、摂津小学校にも大変英語が堪能な教員がおり、是非、英語活動に取り組みたいという希望がありましたので、小学校での条件が揃っております。今後の取り組みですが、小学校での英語活動が、今年度から指導要領も変わりましたので、導入されておりますし、現在小学校高学年の内容充実も図りながら、中学校での前倒しでは決してないのですが、いかに英語活動で培ったコミュニケーション能力を中学校で英語を活かしていくかについて中学校の教員と小学校の教員が合同で研修する場を設けまして、進めて参りたいと思っております。以上です。

大矢委員

少し聞いた話なのですが、一中では英検を受けるように勧め、80パーセントの合格を目標に取り組んでいるようです。

教育長

校長に尋ねたところ、目標を達成したようです。

大矢委員

他の中学校でも、是非取り組んでいただきたいです

委員長職務代理者

4 ページ、耐震に対しての取り組みが診断、設計、工事となっておりますが、私の理解では少なくとも避難所指定を受けている体育館については、もう既に工事が完了しているというように理解しておりますが、それでいいのでしょうか。

教育長

これは、第二中学校が残ってましたので、第二中学校が完了いたしましたら、完了です。あとは、旧味舌小学校と旧三宅小学校です。

総務課長

あと、別府小学校も実施設計の方に入りますので、耐震工事として残っておりますのは、第二中学校の体育館と別府小学校が現実として残っております。

委員長職務代理者

私が尋ねているのは、小学校もあれば、中学校もあれば、公民館もあれば、体育館もあるのですが、体育館は特に、避難所指定されているところは、最優先ではありませんか。ですので、私の解釈で

はもう終わっていたということなのですが、まだ残っているということですね。今年をもって終わるわけですか。

教育次長

教育委員会が所管している学校の体育館につきましては、総務課長が申し上げたとおり、平成 24 年度は二中、平成 25 年度は別府小で、平成 25 年度に完了となります。あと、市の方の計画ですが、事務局は既に財政課の方に予算要求は上げておりました。市の方は、いろいろあるということで、教育委員会の要望を受け入れてもらえなかった中で、ここまできました。市民体育館については、生涯学習部の方から説明いたします。

生涯学習部長

社会教育施設の耐震化におきまして、義務教育施設の方を優先とさせていただきます。味舌スポーツセンター、三宅スポーツセンター、この 2 つの体育館につきましては、今回耐震診断いたします。この耐震診断の結果に伴いまして、耐震性がないとなりましたら、実施設計をいたしまして、耐震工事をさせていただきたいと思っております。

委員長職務代理者

なぜ、こんなにもしつこく言うかと言えば、マグニチュード 7 の大きな地震があったといたします。それが、1 回なら 1 回で終わるわけですが、東北地震でも今をもって続いています。和歌山のあの場合でも、あのあと最近まで公民館であるとか、ある機関が避難所ではなく、避難所指定をしていないけれども、市として避難所として扱っていました。その時に、大勢集まる所については、これは耐震を行わなければならないのです。同じ学校校舎などを工事するのと同じように行わなければ、大きな事故になる可能性がある所以说っているのです。だから、事務局が言われるように平成 25 年度に完了するというところで理解いたしました。

教育次長

義務教育の体育館につきましては、平成 25 年度に完了するというところでございまして、それ以外の市民体育館につきましては、宮部が申しあげましたようにこれから二次診断に入ります。二次診断によって、よかったらそのままでしょうし、不可であれば早急に予算要求をして早急に進めていくということになります。教育委員会でも、義務教育施設と社会教育施設がございまして、そういうところで少し温度差があります。それは、財政課と調整いたしまして、学校については、少なくとも子どもが生活しているということにお

いて緊急性があると判断し、まず学校から予算をつけさせていただいております。

委員長職務代理者

同じく4ページの、下から2つ目幼稚園施設運営事業で今回、せっつと、とりかい幼稚園において空調設備設置は大変ありがたいのですが、小学校があのように空調設備が設置されましたので、幼稚園、保育所についても既に完備していると理解しておりました。序列の付け方がいかななものかと思っております。同じ暑さ寒さについては、就学前の幼児から比べれば、児童生徒の方が強いと思います。しかし、なぜこのようなことになったのか、もう終わっておりますので指摘だけにしておきます。5ページ、フェスティバルについて、毎年付け替えと言いますか、そういう構造物なのですか。

こども教育課長

事業の前日くらいに工事をいたしまして、終われば撤去いたしますので、毎年仮設という形で設置して参ります。

委員長職務代理者

木造か何か分かりませんが、設置したものを毎年使うわけですか。

こども教育課長

川の幅が18メートルあります。合板とアルミパイプで細工し作成いたします。一度作ったものを次年度以降も市の方で保管して使う費用と、また1から設置してもらふ費用と変わりませんので、市の方では保管せずに新たにその都度設置をしてもらふということです。

原田委員

虐待についても、予算がでているのですが、通報とかそれに対する対応とかは、どちらの方になるのですか。

教育長

組織上、教育センターの児童相談課の管轄になります。

原田委員

コミュニティプラザの赤ちゃん事業というのは、教育委員会ですか。

教育長

あれは、健康推進課にあたると思います。

原田委員

あの事業も虐待の事業ではないのでしょうか。

教育長	要は、連携だと思えます。こんにちは赤ちゃん、1歳6ヵ月児健診とかで見つけたものをどうしていくか、ということだと思えます。
委員長職務代理者	もう一点だけ、これは回答はいりませんが、いろんな相談員であるとか、指導員であるとか、非常勤職員だと思えますが、トータルで8000万円と人数はこれから出てくると思えますが、かなりの費用です。これは、有効に使うのは当然なのですが、その例えば部活にしろ、何にしろ、本来現職で張り付いておられる教職員がやらないといけない業務です。非常勤が入ることによって、こういった相談事は、この方に相談してくださいということも、オーバーワークになってしまっているからだろうと思っています。しかし、あまりにも分けてしまうといかがなものかと思えますし、本来ならば正職がする仕事です。この際ですので、再度要請いたします。
委員長	他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第4号「平成24年度歳入歳出予算教育費原案承認の件」について原案どおり承認いたします。 続いて報告事項に移ります。事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。
総務課長	〔事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり〕
委員長	何か質問等はございますか。無いようでしたら、次に移ります。
こども教育課長	〔摂津市立幼稚園預かり保育モデル事業実施要項の一部を改正する要綱制定の件について報告あり〕
委員長	何か質問等はございますか。無いようでしたら、次に移ります。
こども教育課長	〔摂津市立幼稚園給食実施要綱制定の件について報告あり〕
委員長	何か質問等はございますか。無いようでしたら、その他に移ります。
教育政策課長	〔以下、参考資料等により、(1)平成23年度1月までの問題行動等件数について報告あり〕

委員長 何か質問等がございますか。無ければ次に進みます。

教育政策課長 [以下、参考資料等により、(2) 平成 24 年度摂津市教育推進プランについて報告あり]

生涯学習課長 [以下、参考資料等により、(2) 平成 24 年度摂津市教育推進プランについて報告あり]

委員長 何か質問等がございますか。

大矢委員 教育方針から、教育推進プランということになり大幅に形態が変わり、非常に分かりやすくなりました。数値目標なのですが、倍増を目指すとかが何回かあるのですが、倍増という表現ではなく、今までの数字と、これから目指す数字を出した方が良いのではないかと思います。スクール広場に学校の先生を来のようにしたいのならば、対象先生の何パーセントなど具体的にわかったらいいのではないかと思います。ただ、そうすると、ただ数値がいっぱい書いて、書類として非常に見にくいので説明して下さる時におっしゃってくださればと思います。

原田委員 全般的なことですが、他の市であればいいかと思うのですが、摂津市の場合は機構改革のことで次世代育成支援というのが入ってきたのにも関わらず、ほとんどそれは4ページにちらっと書かれているくらいで、従来の教育委員会の方針ということのみ書かれています。国の施策としては、次世代育成支援は大きな課題であります。その大きな施策が、この程度で書かれるというのは、まだ機構改革の認識が足りないのではないかと思います。次世代育成支援の方には、委員会も当然あり、行動計画も立てておりますので、その辺りが、ここの会議とどう関係しているのかということも分からないのですか、国の将来と関わることで、もう少しグレードがあってもいいのではないかと思います。少子化対策をどうするのか、というところが見えない。

委員長職務代理者 3 点に絞ってお話します。1 点は、学校評価の問題です。全校行ってきたかと思うのですが、確かに法では努力義務ではありますが、関係者評価、これをやって初めて完結するといえますか、市民

的に理解を得られると思います。これが、22年度の場合1校、今年23年度はどうなのか、24年度は計画として3校、15校ある中で3校、これから言って摂津市はこのように行っていますということが全く見えてこないと思います。私はこの3校なんていうのは、だめだと思っています。全校やるべきです。主役であります、学校協議会、これは16年から取り組まれて、やっとのことフレームが出来上がったわけです。今年から年4回行っていこうという良い計画だと思います。そういう関係者評価の中心舞台になるべき、協議会が整っているのに、なぜ3校なのか、全く理解できない。これは、やはり全校目指すべきです。その計画の結果、いろいろな事情の中、出来なかった部分は次年度の反省として活かせばいいのです。計画として3校に留めた理由、納得のいく説明をお願いします。これは、私機会があれば言ってきたことです。このような、作業が十分に取組まなければ、学力にも結びついていきます。熱心に取り組んでいただきたい。15校、小学校10校、中学校5校、これの協議会体をもっている場合は、議長、もしくは会長がおられるはずです。それらの方々の横の連携、研修会などおもちいただいておりますが、組織を立ち上げることによって、また協議会が一段と充実していくと思います。これはやっぱり、学校教育の指導がなければ上手くいかないと思いますし、任せっきりで育たないと思っております。是非、要望しておきたいと思っております。

続いて2点目、学力がテストの結果厳しい状況でございます。いろいろな理由背景がありますが、傾向と対策の一時的な取り組みでは、やっぱりだめだと思っております。長期の取り組みをしていかないと育たないと思っております。そのポイントは、読書ではないかと思っております。ここでは、一定の計画をされておりますが、これは就学前からこの習慣取り組みを育てていく必要があるのではないかと、幼稚園を訪問した時に毎回言っておりますが、親が添い寝をしながら、読み聞かせを習慣としてやっていく、本を好きになる子どもという目標は結構なのですが、これはそういった幼児期の段階からスタートをしなければ、なかなか身につかないと思っております。是非24年度につきましては、幼稚園でもってそういった事を実施、実行できているご家庭がどれくらいあるのか、実態調査、アンケートから啓蒙啓発をやってほしいと思っております。まだまだ幼稚園の父母の方は、若いわけですから頭の方も受け入れられるような柔らかさをお持ちだと思います。そういう段階において、幼稚園の先生方のご尽力をお願いしたいと思っております。

P T Aの役員を選出する時期だと思います。その会合をそういったことを決める日には欠席してしまう。保護者も就労に就かれていますから、集まりが非常に悪い。そこで、本来P T Aは保護者ですから実態として、祖父母が面倒みているところが多いです。P T Aは学校と市民をつなぐ懸け橋ですから、P T Aを機能していかないといけないのではないかと思います。

大矢委員

読書の件は、私も賛成です。読書サポーターの方も入っておられますし、幼稚園訪問に行った時も大型絵本も置いていまして、本も増えてきていると思います。それに、幼稚園では、本も持ち帰りをされているので、たぶんお家で読んでくださいということを十分に幼稚園から働きかけているのではないかと思います。

委員長

他に何かございますか。無ければ、次に進みます。

子育て支援課長

〔以下、参考資料等により、(3) 摂津小学校の将来児童数推計について報告あり〕

委員長

何か質問等はございますか。

大矢委員

平成 23 年に 0 歳児の子どもが急に増えているということは、やはりマンションの影響なのでしょうか。平成 24 年はさらに増えるので、小学校入学までに何らかの対策を考えるということですね。

子育て支援課長

おっしゃっていただいたとおりでございます。今回当初推計をしておりました時には、就学人口がある程度増えるのではないかとということで、準備をしていたのですが、蓋を開けると就学前の子どもが増えて、小学校に上がるまでの時間がございますので、その間準備をしたいと思います。就学前の人口推移を見ますと、摂津小学校以外の小学校についてはほぼ減になっております。摂津小学校以外では、就学人口が増えるということは想定されませんので、推移を見ながら対策は考えられるのではないかと思います。

総務課長

委員長、報告事項に入ります前に 2 点ほどご説明させていただきます。義務教育施設等の外壁、庇、バルコニー、軒裏等の劣化状況の調査を剥落の危険性の高い部位に重点をおいて、昨年 12 月 26 日、27 日の二日間で行わせていただきました。12 月の定例教育委

員会で報告させていただきました、別府小学校のモルタルの落下を受けての調査を致しました。資料の1ページから6ページをご覧ください。小中学校につきましては、全66棟の内、A判定が11棟、B判定が4棟、C判定が3棟、D判定が48棟となっております。また、幼稚園等につきましては、4棟すべてがA判定、保育所につきましては5棟のうち、B判定が4棟、C判定が1棟となっております。なお、現在の別府保育所につきましては24年度からべふこども園として移転することから今回の調査からは除外しております。判定の基準につきましては6ページに記載しておりますが、当初D判定につきましては、著しい劣化が見られるため、早急な改修工事が必要としておりましたが、剥落の危険性を重視し、1ヵ所以上剥落の危険性があるため、早急な改修工事が必要と基準を改めております。このため、数か所補修等すれば、B判定という棟も8棟ございます。今後、耐震補強工事が予定されている学校は、具体的には鳥飼小学校、千里丘小学校、味生小学校、摂津小学校、別府小学校、鳥飼西小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、及び第四中学校の10校でございます。また、既に耐震補強工事が終了している、もしくは新耐震基準の学校がございます、具体的には三宅柳田小学校、鳥飼北小学校、鳥飼東小学校、第五中学校の4校でございます。今後、耐震補強工事が予定されている学校、既に耐震補強工事が終了している、もしくは新耐震基準に関わらずD判定棟につきましては、児童生徒への危険度や劣化の状況を鑑み、必要に応じて緊急対応で部分補修を実施してまいります。平成24年度は耐震補強工事と併せて、第二中学校の体育館の改修工事を実施してまいります。また、新耐震基準の学校で建築年度の一番古い鳥飼北小学校の改修工事を実施してまいります。その他の学校でも先ほど申し上げたように、緊急対応として間断することなく部分補修を実施してまいります。平成23年度につきましても、緊急対応として鋭意補修及び改修工事に取り組んでおりますが、予備費を活用し、可能な限り部分補修に取り組み、子ども達の安心、安全の確保に努めてまいります。

もう一点、市内のノロウイルス発生についてご報告させていただきます。2月8日水曜日に市内小学校において、ノロウイルスが発生したということで、報告をうけました。昨日、大阪府が報道提供され、学校名等は報道されておられません。経過でございますが、2月8日水曜日4年1組において40名中11名の欠席、4年2組においては39名中15名の欠席のため翌日から2日間を学級閉鎖としま

した。欠席児童の多くは、嘔吐と下痢などの症状や発熱などの症状で、保健所からの検査の下、9日にノロウイルスと確定したものでございます。なお、念のため給食調理場の検査も行いましたが、給食調理場が今回の感染源ではないことが判明しております。保健所の指導といたしましては、塩素系の消毒液を使って、徐々に消毒をしていくということが一番効果的ということですので、教育委員会の職員も学校の方に行き消毒を行いました。本日10時30分の状況でございますが、新たに1名の患者が腹痛ということで欠席しております。2月8日から本日まで、教職員含めまして累計患者数40名のうち、有症患者数6名というようになっています。大阪府のホームページにも掲載されておりますが、1名入院ということですが、回復に向っております。

委員長職務代理者

緊急調査をされて、ご報告をいただいたのですが、あまりにも件数が多くて驚きました。建築物ですので、一定の経過対応年数というものがあるとおもいます。これは、建築基準法で定めているのを元に充足しながら完工した建物であるにも関わらず、このようなことになっているのか。摂津市ではないと思いますが、近隣の町でコンクリートに海水を含んだ砂利、砂を使っていたということで、ある公共施設が新聞に掲載された記憶があります。今回の調査で、こんなに早く痛むのはいかなものかなどのご意見者はおられなかったのか。

総務課長

学校が30年から40年経っているということですがけれども、その間に防水などのメンテナンスなどは、本来ならば10年15年ごとにすべきところでございますが、本市におきましては、そのようなことは一切されていなかったことが事実でございます。そのことから、外壁から雨水等が浸透いたしまして、コンクリートの中に染み込み、やがて鉄筋などを腐食させ、それが部分の形状を変化させたのだと思います。海水の件ですが、建築課の方から聞いておりますのは、コンクリートを打つ時にきちんと確認をしておりますので、その辺りに関しては問題はないと思います。

教育政策課長

案件にはございませんが、お配りさせていただきました資料は、先週の金曜日に、小中学校の指導主管課長会が府で行われまして、そこで配られた資料でございます。平成24年度の大阪府学力・学習状況調査の実施要領が一部変更されました。それについて、簡単

に説明申し上げます。ポイントが3つございます。まず、大阪府教育委員会及び、市町村教育委員会は学校別結果の公表は行わない。今年度もそうでしたが、学校ごとの平均点を一覧表にしたような公表は平成24年度も行わない。変更点は2つございます。大きな変更点が1つ目です。学校の平均点、その公表は行いませんが、当該の児童生徒つまり受験した子ども達に返却する個表もお配りしています。国語の個表を見本として、お配りさせていただきました。この個表には、各問題ごとに児童生徒が間違っただろうか、正解なら各問題マル、不正解ならバツ、空白ならハイフンがついておりました。その横に府全体の平均正答率が記載しておりまして、1番下に合計点、つまり児童生徒の正答率が載っております。この一覧表に本人の成績と府の平均の間に、市の平均、学校の平均が載るとのことです。これを、24年度各児童生徒保護者には、提供するという事です。これが、変更点です。2つ目の変更点はこれとセットなのですが、学校は適切な方法で自校の説明をする。今年度は説明するならば、とありましたが、必ず説明するようとしていきます。この説明が、先週の金曜日でありまして、実施要領が変更されましたので、改めて24年度の大阪府学力・学習状況調査への参加について、教育委員会で検討していただきます。3月26日までに参加の意向を確認して、改めて報告してくださいということでした。府教委の挨拶にもありましたが、個表に学校別の平均点を記載することで、その平均点が独り歩きして、公表はしてはおりませんが、学校ごとの平均点が広がっていくことが危惧されるかもしれませんが、保護者に情報を伝えたいということから、今回変更したということ。参加した市町村からも、いろいろなことが指摘されました。枚方市では、過去独自で行っていた市の学力調査で学校別平均点を塾が回収いたしまして、一覧表にして、それをまた配って、というようなこともございました。今回のこれも同じようなことが起こるのではないかというような指摘がありました。近隣他市にも現在問い合わせしておりますが、本市同様まだ論議を始めているところがございますので、今日は事務局案はお示しできません。本来的に大阪府学力・学習状況調査につきましては、悉皆で参加するということに意義を感じておりますし、丁寧な個表が返却される点からも来年度に実施することで確認してはありますが、このように変更されましたので、次回の教育委員会でまた事務局案を示しまして、決定いただきたいと思います。

委員長	何か質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。
総務課長	〔各課事業予定及び結果報告について説明あり〕
委員長	何か質問はありますか。
委員長職務代理者	公民館条例の改正で、私の一定の見解を申し上げましたところ、これについては法制担当の協議を経て報告をするということでした。その結果はどうなったのでしょうか。
生涯学習部長	<p>前回の審議の中でございました、社会教育法の改正は、平成 11 年と平成 13 年に改正しております。それで、答弁の中で教育基本法が改正され、平成 18 年に家庭教育が、法に追加されたと答弁させていただきましたが、職務代理のご指摘のとおり 18 年には学校、地域、家庭の連携という言葉が含まれただけでした。実際に家庭教育の項目が追加されましたのは、平成 13 年の改正になります。それから、平成 11 年には、地方分権の推進に伴って、ご指摘のとおり、例えば、公民館運営審議会の委員には、市町村長もしくは、その補助機関の職員または市町村議会の議員を委嘱するという細かい規定を削除する改正が、ございました。その点につきましては、もっと広く運営審議会の委員を選任できるようにという改正でございました。今回、地域主権一括法によりまして、社会教育法に規定されております、公民館運営審議会の委員を選任委嘱するものについて、学校関係者、社会教育、家庭教育、学識経験者という項目がございました。これは、地域主権一括法ということによりまして、各市町村条例に委任するという形になりました。職務代理のご指摘では、社会教育法にそういう規定があったということで、法にある規定以外に条例として追加するのはいかなるものかというご質問であったと思います。その分につきましては、法制文書課で調整するというので教育長が報告いたしました。そこで、私が法制文書課で、この内容につきまして協議いたしました結果、今回の地域主権、元々の平成 11 年の改正されました地方分権に沿った改正、その内容につきましては広く市民の方からご意見を聞くという、そういう主旨に沿ったものであるということですので、今回、社会教育法から条例になりますけれども、その条例に今回、第 5 号として委員会が適当と認める者という項目を加えて、条例改正するわけでご</p>

ございますが、今回の第5号を追加することについては、社会教育法に触れるものではないという回答をいただいております。

委員長職務代理者

社会教育法の改正がなければ、現行のように広く選出するというのは、主旨としては十分理解できます。しかし、社会教育法が逆に4分野からという絞り込みをやったわけです。そういう経過があるなかで、部長がおっしゃるような、4分野以外に委員会が適当と認めればということですから、言えばオールラウンドに選定できるということで意味をなさないという理解です。しかし、本市の法制担当がそういう回答であったということですので、これは良とします。

委員長

他に何か質問等はありませんか。無いようでしたら、冒頭にもご説明いたしましてとおおり、暫時休憩を取りまして、改めて関係部課長を召集いたしますので、よろしく願いいたします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

再開します。これで平成24年第2回定例会を終了いたします。ご苦労様でした。